

相続法が**変わりました!** 7月6日、40年ぶりに改正

新民法による改正のポイント

- (一) 自筆遺言書の方式の緩和。
* 財産目録は、遺言者の署名押印があれば、自筆でなくてもよい。
* 無封の遺言書を本人が持参すれば法務局が保管し、死後、家庭裁判所での検認は不要とする。
- (二) 預貯金の仮払い制度
* 遺言者の死亡後、法務局は請求があれば相続人等に保管中の遺言書の存在を通知する。
- (三) 配偶者の居住権を保護。
* 配偶者は遺産分割協議の終了まで、あるいは相続開始後六か月間まで、被相続人の住居に居住できる。
* 遺産分割協議で配偶者の居住権を認めた場合は死亡まで居住できる。
* 結婚二十年以上の夫婦であれば、居宅の建物や土地を生前贈与するか、遺言で配偶者へ遺贈又は贈与した時は、その建物や土地は遺産分割の対象とされない。
- (四) 遺言執行者の遺言内容通知義務を明確化、その権限も明確に規定。
- (五) 遺留分減殺請求は、現物給付ではなく、金銭による支払いとする。
- (六) 被相続人の親族は全相続人に対し

て特別寄与分を請求できる。

★公布日は本年七月十三日、施行日は

①原則として、公布の日から1年内。

②自筆証書遺言の方式緩和については、

平成三十一年一月十三日。

③配偶者の居住権を保護する方策および法務局における自筆証書遺言の保管制度は、公布の日から2年以内に

施行。(当会ホームページ参照)

☆この改正により、配偶者は安心して

これまでと同じ住まいで暮らせませす。

また、自筆遺言書が作成しやすくなり大いに普及すると思われます。預

貯金の仮払いや遺言執行者の仕事も

明確化されました。また、親族(六

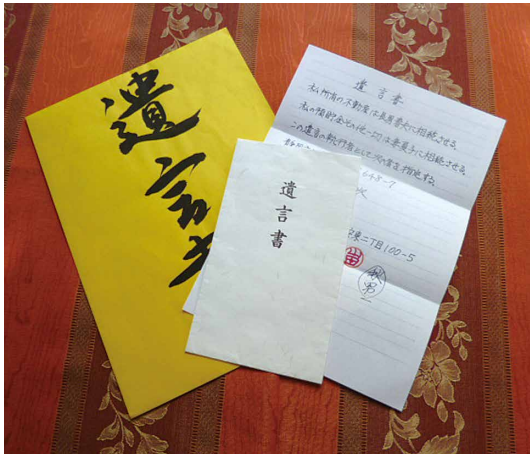
親等以内の血族、三親等までの血族

の配偶者、三親等までの姻族)は寄

与分の請求権ができ、今後の運用が

注目されます。

注目されます。



(正月に遺言書を書いてみませんか)

お仏壇のダイレクト直販
納得の商品、価格、サービス

こだわりの仕上げや質感など
ショールームで見て、触って、お選びください。

仏壇・仏具の販売 墓石ご案内
株式会社 仏壇協販静岡

butudan-kyohan-shizuoka

TEL054-281-8610

静岡市駿河区中島2844-3(Pあり)
営業時間9:30~ 定休日/木曜日

仏壇協販

検索

やまや
小規模多機能型住宅介護

小規模多機能型住宅介護は
ひとつの施設で、
通い・訪問・宿泊を提供!!
ケアプランも……だから

柔軟に対応!!

定額料金

株式会社 シー・エヌ・エス

〒421-1213 静岡市葵区山崎1丁目20番7
TEL054-276-1400・FAX054-276-1401
HP: www.yamayacns.com/

お宅の査定・買取します!

静岡
中古住宅本舗

空家を処分したい等々、
お気軽にご相談ください。

フリーダイヤル

0120-14-9595

株式会社 室内不動産
静岡県知事(2)第13387号

〒421-0115 静岡市駿河区みずほ4-7-21
J R安倍川駅前 定休日: 毎週水曜日
km@murouchi.co.jp